

第3章 行政不服審査会の状況

1 行政不服審査会

2016年4月1日から施行された行政不服審査法の全部改正に伴い、前身の情報公開・個人情報保護審査会を改組して設置した機関であり、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を含め、市が行う行政処分全般における審査請求について、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申します。

審査会の委員は任期2年の5名で構成され、2018年度は、下記のメンバーで運営いたしました。

行政不服審査会委員名簿

(2019年3月31日現在)

	氏名	職業	備考(※)
会長	野村 武司	東京経済大学現代法学部教授	1998年10月～
職務代理	田村 達久	早稲田大学法学学術院教授	2009年 4月～
委員	橋高 真佐美	弁護士	2011年10月～
委員	三木 由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長	2016年 7月～
委員	畠 基晃	元国会職員	2016年 7月～

※前身の町田市情報公開・個人情報保護審査会から在籍している委員については、旧審査会における着任年月を記載しています。

2 2018年度 行政不服審査会の開催状況

2018年度は、下記のように11回開催されました。なお、審査会の事件番号は、実施機関から諮問された順に年度ごとに付番しています。

第1回審査会 2018年4月13日開催

2018年度第4号事件 内部討議

2017年度第6号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議

第2回審査会 2018年6月8日開催

2017年度第6号事件 内部討議

2018年度第4号事件 内部討議

第3回審査会 2018年7月13日開催

2017年度第6号事件 内部討議

第4回審査会 2018年8月24日開催

2017年度第6号事件 内部討議

第5回審査会 2018年9月28日開催

2017年度第6号事件 内部討議

2018年度第5号事件 処分担当課に対する事情聴取

第6回審査会 2018年10月30日開催

2017年度第6号事件 内部討議

2018年度第5号事件 内部討議

第7回審査会 2018年11月27日開催

2017年度第1号、第2号、第6号事件 内部討議

2018年度第5号事件 内部討議

第8回審査会 2018年12月21日開催

2017年度第1号、第2号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議

第9回審査会 2019年1月25日開催

- 2017年度第1号、第2号事件 内部討議
- 2018年度第11号事件 内部討議
- 第10回審査会 2019年2月26日開催
- 2017年度第1号、第2号事件 内部討議
- 2018年度第11号事件 処分担当課に対する事情聴取
- 第11回審査会 2019年3月20日開催
- 2017年度第1号、第2号事件 内部討議

3 不服申立て（審査請求）の状況

2018年度は、下記のとおり19件の審査請求がありました。

種 別	件 数
公文書公開請求	3件
個人情報開示等請求	16件
合 計	19件

4 答申の状況

2018年度は、2件の答申が出されています（2017年度第6号事件、2018年度第5号事件）。

答申は、118ページ～135ページに掲載しています。

答 申 区 分			合 計
認容	一部認容	原処分維持	
0件	1件	1件	2件

5 2018年度審査会事件一覧

2017年度第1号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2016. 10. 11	決定内容	非開示
審査請求年月日	2016. 12. 27	諮問年月日	2017. 5. 2

「障害者虐待防止法に基づく通報書」ほか1件について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部障がい福祉課）は「非開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第2号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2016. 9. 15	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2016. 12. 27	諮問年月日	2017. 5. 2

「知的障害者（児）サービス台帳」ほか2件について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部障がい福祉課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第3号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2016. 10. 28	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 1. 29	諮問年月日	2017. 5. 2

「神奈川県立津久井やまゆり園で2016年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：議会事務局）は「不
存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第6号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2017. 1. 5	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2017. 2. 7	諮問年月日	2017. 5. 31
答申年月日	2018. 12. 19	答申内容	一部認容

「生活保護廃止台帳」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部生活援護課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第8号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2016. 10. 28	決定内容	公開、部分公開、非公開
審査請求年月日	2017. 1. 29	諮問年月日	2018. 1. 19

「やまゆり園事件に関する報道関係取材報告書（2016年7月26日付）」ほか32件について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広報課、地域福祉部障がい福祉課、子ども生活部子ども総務課、子ども生活部保育・幼稚園課、市民病院事務部総務課）は「公開決定」、「部分公開決定」及び「非公開決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第1号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2017. 8. 29	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 9. 11	諮問年月日	2018. 4. 4

「就労支援に係るご要望への対応について 2016年12月8日書面に対して職員課の対応した件」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部職員課）は「不
存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第2号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2017. 10. 6	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2017. 10. 24	諮問年月日	2018. 4. 4

『「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、」を「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理配慮がなかった。そのための」に改める』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第3号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2017. 4. 28	決定内容	非公開、不存在
---------	-------------	------	---------

審査請求年月日	2017. 8. 16	諮問年月日	2018. 4. 5
---------	-------------	-------	------------

「16町政聴要第660号の2に関わる一切の書類（ヒアリング実施者（指定管理者含む）の報告書、決裁書含む）」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：文化スポーツ振興部スポーツ振興課）は「非公開決定、不存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第4号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2017. 11. 13	諮問年月日	2018. 4. 11
---------	--------------	-------	-------------

実施機関（処分担当課：財務部納税課）は審査請求人に対し、2017年10月13日付で、公売通知処分を行いました。請求人から処分の取り消しを求める審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第5号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2018. 3. 7	諮問年月日	2018. 8. 22
答申年月日	2018. 12. 27	答申内容	原処分維持
裁決年月日	2019. 2. 21	裁決内容	答申のとおり

実施機関（処分担当課：子ども生活部保育・幼稚園課）は審査請求人に対し、2018年2月9日付で、保育の利用保留処分を行いました。請求人から処分の取り消しを求める審査請求があり、審査会にて審査の結果、2018年12月27日に答申がありました。

2018年度第6号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2018. 4. 11	決定内容	部分公開
審査請求年月日	2018. 4. 26	諮問年月日	2018. 8. 23

「ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の開設届」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：環境資源部3R推進課）は「部分公開決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第7号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 5. 18	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 6. 4	諮問年月日	2018. 10. 4

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部職員課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第8号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 5. 18	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 6. 4	諮問年月日	2018. 10. 4

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：財務部財政課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第9号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 8. 6	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 27	諮問年月日	2018. 12. 4

「道路管理課 要望対応表 18-2121（管理番号）個人宅の公道上に違法に設置されている防犯カメラを黙認している理由。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（個人情報開示請求）①

開示請求年月日	2018. 7. 31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：市民部市民協働推進課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（個人情報開示請求）②

開示請求年月日	2018. 7. 31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「道路管理課にある〇〇に関連する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（公文書公開請求）③

公開請求年月日	2018. 6. 19	決定内容	非公開
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について（報告）」の「顛末等」4行目に示された、3R推進課と交わした相談などのすべての情報。」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部法制課）は「非公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第11号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2018. 7. 20	諮問年月日	2018. 12. 28
---------	-------------	-------	--------------

実施機関（処分担当課：財務部資産税課）は審査請求人に対し、2018年5月1日付で、非住宅用地としての固定資産税・都市計画税課税処分を行いました。請求人から住宅用地としての固定資産税・都市計画税課税処分を求める審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第12号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2018. 9. 20	決定内容	不存在
審査請求年月日	2018. 10. 9	諮問年月日	2019. 1. 23

「町田市の公立保育園5園各園の平成29年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類。（仕分け科目は小分類まで記載したもの）」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：子ども生活部子育て推進課）は「不存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第13号事件（個人情報訂正請求）①

訂正請求年月日	2018. 8. 27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 11	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6の4-5行目。

「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので、強い指導は考えていない」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、（2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、強い指導は考えていない」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第13号事件（個人情報訂正請求）②

訂正請求年月日	2018. 8. 27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 11	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過5の2-3行目。

「側溝上部内におさまりに通行に支障ないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまりに通行に支障ないとしたが（2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）①

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、要望内容

「公園の東側に目隠しで植えられたカイツカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることで、むやみに道路を汚して法令違反をしている。と通報。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）②

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過1、6行目

「構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）③

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過2、1行目

「・・・数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）④

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過4、1行目

「・・・来庁。管理課として〇〇自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）⑤

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6、2行目

「・・・しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また6月の〇〇担当課長の発言について、〇〇自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）⑥

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票17-7997、経過2、3行目

「・・・電話（〇〇）。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、〇〇〇自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、〇〇〇自治会は対応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していっそう土砂の侵食と流出をやすくして、雨が降れば、今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第15号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 10. 4	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 25	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年度要望相談受付簿項21枝9対応内容欄14行目

「了承」を、「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：市民部市民協働推進課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第16号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 11. 8	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 12. 4	諮問年月日	2019. 3. 13

【2018年11月7日付18町政聴第42号『タイトル「合同相談会」は「アーバンネットと町田市との合同相談会』』4行目「解決に向けた専門的～あくまでも助言」、について、「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする』に訂正。】という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第17号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 11. 27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 12. 20	諮問年月日	2019. 3. 13

『2018年11月22日付18町政聴第44号「共催の件」について
5行目行政書士は以降「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡をなさよとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任をもって対応解決する。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

町田市行政不服審査会
2017年度第6号事件
(審査請求人 ○○○○)

2018年12月19日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2017年5月31日付け17町総法第27号(2017年度第6号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○が2017年1月5日付けで処分庁町田市長に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2017年1月31日付け16町地生第454号で行った個人情報部分開示決定処分のうち、第5、3 結論において開示すべきであった部分は開示すべきであるが、その余を非開示とした処分庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2017年1月31日付け16町地生第454号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規定により、2017年1月5日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「生活保護台帳・生活保護に関する記録全て 平成24・3・23～平成25・6・10」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2017年1月31日付け16町地生第454号「個人情報部分開示等決定通知書」により本件処分を行った。処分の内容としては、審査請求人に係る「生活保護廃止台帳」を開示請求の対象と特定し、そのうち、次の12項目を非開示の部分として、それぞれの請求の一部について応じない理由とともに決定した。

No.	件名	非開示の部分	請求の一部について応じない理由
1	保護決定起案3ページ目	下から4行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
2	保護決定起案4ページ目	調査担当員の所見	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該

			当 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
3	援助方針	世帯概要、現状・問題点、援助方針	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当 当 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
4	保護決定調書	労働力類型、訪問類型	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
5	保護決定算定表(仮計算)	2行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
6	生活保護受給世帯についてのお知らせ	民生委員の住所	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
7	生活保護受給世帯についてのお知らせ	連絡事項(開始経過、処遇上の注意など)	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当 当 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
8	金融機関からの回答資料	第三者の個人情報	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
9	金融機関からの回答資料	法人の印影	町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当 当 法人が事業で使用している印鑑の印影であり、当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、偽造等による不正使用の恐れがあることから、

			当該法人の競争又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。
10	金融機関からの回答資料	契約内容、口座内容等の回答資料	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
11	扶養届書	全て	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
12	戸籍資料	本人が記載されていない戸籍資料	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2017年2月7日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2017年3月22日付け16町地生第523号「弁明書」により弁明した。
- 5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、2017年4月24日付け「反論書」を提出した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2017年5月31日付け17町総法第27号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 当審査会は、次のとおり調査審議を行った。
2017年6月26日 審議
2017年7月31日 処分庁に対する事情聴取
- 8 処分庁は、2017年7月31日の事情聴取において、当審査会に対して次のとおり報告した。
2017年1月5日付け個人情報開示等請求書の「個人情報記録の件名又は内容」欄には、「生活保護台帳・生活保護に関する記録全て 平成24・3・23～平成25・6・10」と記載されており、処分庁は、その期間中の記録を対象とみなし、請求者本人の「生活保護廃止台帳」（請求者本人の生活保護がすでに終了しているため「廃止」扱いとなる。）を対象文書とした。
しかし、その期間が生活保護の受給期間を示すものであり、かつ、請求者本人に生活保護費の超過受給分が発生していたことから、生活保護の受給期間終了後にも超過受給分の返戻通知等の「生活保護に関する記録」が存在していた。
- 9 上記8の報告を受け、当審査会は、2018年8月8日付け17町総市査第6号の3「個人情報開示制度における対象文書の特定が不適切な事例について」において、処分庁に対して、
① 生活保護の受給期間に限らず、本案件の対象文書を早急に特定し、再度、追加の決定を行うこと
② 制度に関して処分庁の職員へ周知徹底を図ることを要望した。
- 10 上記9の要望を受けた処分庁は、2017年9月13日付け17町地生第209号「個人情報開示等決定通知書」及び同日付け17町地生第210号「個人情報部分開示等決定通知書」により追加決定を行った。
- 11 その後、当審査会は、次のとおり審議を行った。

2018年2月22日 審議
 2018年3月22日 審議
 2018年4月13日 処分庁に対する事情聴取
 2018年6月8日 審議
 2018年7月13日 審議
 2018年8月24日 審議
 2018年9月28日 審議
 2018年10月30日 審議
 2018年11月27日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、生活保護受給期間中、当時の担当ケースワーカーの指示により、すべての収支を報告していた。それにもかかわらず、処分庁から不正受給があったと通知された。処分庁に説明を求めたところ、当時のケースワーカーとは面会できなかった。

そこで、本件個人情報開示請求に至ったが、審査請求人の知りたいことは隠されていた。

2 処分庁の主張

(1) 「保護決定起案」の一部と「援助方針」を非開示とした理由

「保護決定起案」には、生活保護申請後に調査担当員が調査や面談で把握した要保護者の生活歴、調査担当員の所見及び処遇方針が記述されており、「援助方針」には、世帯概要、現状・問題点、援助方針の欄を設けて世帯に関する各種情報、担当員の所見、援助方針を記述している。

「保護決定起案」と「援助方針」は書面での開示を前提に作成されていない。もし、開示を前提とした場合、本人の意向等を考慮して適切な内容の記載が阻害されることや、自立支援活動にあたっての評価判断が委縮することが考えられる。また、本人の意に沿わない内容が含まれており、それを開示した場合、本人との信頼関係に支障をきたすことや、今後の自立支援活動が困難となることも考えられる。よって、本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした。

(2) 「保護決定調書」・「保護決定算定表」の一部を非開示とした理由

「保護決定調書」と「保護決定算定表」には、労働の有無や種別を定めた労働力類型と、世帯の状況に応じて年間の訪問回数を定めた訪問類型が記述されている。いずれも、処分庁内部で使用する世帯の評価に関する情報である。

これらの情報は本人開示を前提としておらず、本人の意に沿わない内容であることも想定されることから、開示することにより、本人との信頼関係に支障をきたすことが懸念される。労働力類型と訪問類型は個人の評価に関する情報であることから、本件条例第21条第1項第2号により非開示とした。

(3) 「生活保護受給世帯についてのお知らせ」の一部を非開示とした理由

「生活保護受給世帯についてのお知らせ」には、宛先として民生委員の住所と氏名が記載されている。民生委員の氏名は公表しているが、住所は公表しておらず、第三者に関する情報として、本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

また、このお知らせには、民生委員への連絡事項として、世帯の概要や処遇上の注意点等が記載されているが、本人の意に沿わない内容であることも想定されることから、開示することにより、本人との信頼関係や民生委員の訪問活動に支障をきたすことが懸念される。よって、本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした。

(4) 「金融機関からの回答資料」の一部を非開示とした理由

生活保護法第29条に基づき、金融機関へ要保護者の預金等調査を依頼した際の回答資料には、要保護者世帯の情報のほか、金融機関の法人としての情報や第三者の個人情報が含まれている。

まず、要保護世帯の情報であるが、金融機関は、要保護者に関する生命保険契約内容や銀

行口座情報を要保護者に開示しない前提で提供しており、それらを開示した場合、金融機関との信頼関係が崩れることが懸念される。よって、本件条例第21条第1項第6号により非開示とした。

次に、金融機関の法人としての情報であるが、回答資料には法人の印影があり、これを本件条例第21条第1項第4号により非開示とした。

さらに、回答資料には第三者の氏名等が含まれており、これを本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

(5) 「扶養届書」を非開示とした理由

生活保護法第4条第2項では、民法に定める扶養義務者による扶養を生活保護に優先させることとされているため、扶養義務者にその意思や資産・収入の状況を確認している。

その手続に使用する扶養届書には、扶養義務者の個人情報に記載されていることから、これを本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

(6) 「戸籍資料」の一部を非開示とした理由

要保護者の扶養義務者を調査するため、処分庁は、生活保護法第29条に基づき戸籍資料を確認するが、戸籍資料にある第三者の個人情報について、これを本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

「第3 本件事案の経緯」で述べたように、処分庁は、審査請求申立後の2017年9月13日付け17町地生第209号「個人情報開示等決定通知書」及び同日付け17町地生第210号「個人情報部分開示等決定通知書」で、請求にかかる文書として新たに当初特定していなかった文書を特定し、追加決定を行っている。

当審査会としては、追加決定について、新たな決定として取り扱うことも可能であったが、審査請求人の利益も考慮し、追加決定が当初の決定に含まれ、当該決定における非開示部分について不服申立てがなされたものとして当該処分の非開示部分に関してもあわせて判断することとする。

2 非開示情報該当性

生活保護廃止台帳には、複数の種類の書類が含まれることから、非開示情報を含む対象文書について、類型ごとに本件条例第21条第1項各号に定める非開示情報該当性を検討する。

(1) 保護決定起案

ア 保護決定起案は、生活保護申請後、調査担当員が調査や面談で把握した情報を記述し、保護の決定を求めるための伺い文書である。氏名、住所、資産や収入の状況、申請理由のほか、世帯員経歴、調査担当員の所見、処遇方針、訪問類型等の欄により構成されており、世帯員経歴では世帯員全員の出生から現在までの経歴、病歴、資格等が、調査担当員の所見では生活保護申請に至る要因や状況に関する調査担当員の理解や考えが、処遇方針では今後の対応方針が、訪問類型では年間訪問回数の基準が記号で、それぞれ記載されている。

イ 処分庁は、保護決定起案のうち、①「世帯員経歴」の欄の記載の一部、②「調査担当員の所見（保護受給要因・自立阻害要因の分析等及び地域・家庭環境・負債の状況等）」の欄の記載すべて、③「処遇方針」の欄の記載すべて、④「訪問類型」の記号について、非開示とした。

非開示の理由として、①から③については、書面での開示を前提に作成されていないこと、開示を前提とした場合には本人の意向等を考慮して適切な内容の記載が阻害されることや自立支援活動にあたっての調査担当員の評価判断が委縮することが考えられること、本人の意に沿わない内容が含まれており、それを開示した場合には本人との信頼関係に支障をきたすことや今後の自立支援活動が困難となることも考えられることから本件条例第21条第1項第2号及び第6号に当たるとする。

また、④の訪問類型については、本人開示を前提としていないこと、本人の意に沿わな

い内容であることも想定され、開示することにより本人との信頼関係に支障をきたすことが懸念されること、個人の評価に関する情報であることから同項第2号に当たるとしている。

ウ まず、①の「世帯員経歴」の欄であるが、本欄は、本来、世帯に属する個人の経歴に関してその事実を記載する欄である。また、生活保護は世帯単位で保護決定の可否が検討されることから、原則として、世帯員に関する認識であったとしても、請求者本人についての情報に当たるといえる。本件は、母子2人の世帯であることから、実際には、そのほとんどが本人の経歴に関する事実の記載であるが、一部、他の世帯員の記述とこれに対する調査員の認識が含まれていることから、処分庁は、当該認識部分について、「個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的に見て本人の不利益になる恐れがある」として条例第21条第1項第2号の「個人の評価」には当たるとして理由に非開示とした。非開示とされた本件の記載について具体的に検討すると、世帯員に関する一般的な情報が記載されているにとどまり、本人が知悉している内容であることでもあり、その内容が「評価」に当たるとまではいえない。したがって、非開示部分は条例第21条第1項第2号の「個人の評価」には該当しないから、①の「世帯経歴欄」は全て開示すべきである。

②の「調査担当員の所見（略）」の欄は、欄そのものの性格として個人の評価や判定、指導等に関する情報を記載するものである。本欄では、処分庁が生活保護決定を行うにあたり、調査を行った調査員が保護決定をすべきであるとの判断に至った理由、背景事情等について、上長等も書面から判断をできるように、調査担当員の専門性にに基づきその所見を忌憚なく、記載することが求められる。これを本人に開示するということになると、本人との関係の悪化を避けるために、調査担当員が要保護者の状況やその分析についての率直な記載を控えることになり、生活保護行政に支障が生じる可能性がある。したがって、処分庁が②の欄全部について、本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした判断は妥当である。

また、③の「処遇方針」（現在使用されている書式では「援助方針」と変更されている）の欄には、受給者に関し、処分庁が定める処遇方針が記載されることから、個人の評価や判定、指導等に関する情報に当たる。「処遇方針」の内容は、生活保護決定後には、生活保護受給者がこれをケースワーカーと共有し、理解すべきものであると考えられるものである。しかし、これを、いつ、どのように伝えるかはケースワーク上の問題であり、その手順を誤ると、それが仮に本人が受け入れられる内容であったとしても、援助等に支障が出る可能性は十分ありうる。したがって、処分庁が本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした判断は妥当である。

④の「訪問類型」の記号は、訪問基準に従い導き出された、担当員による生活保護世帯への年間訪問頻度を表したものである。訪問基準では、全世帯共通の判断要素と高齢者世帯、母子世帯等の世帯類型別の判断要素により、援助の困難性、緊急性に応じて2ヶ月に1回以上訪問する「A」から1年に1回以上訪問する「D」までの4段階の「訪問類型」に区分することとなる。当審査会の事情聴取において処分庁からは「訪問類型の記号を開示することに問題はないが、その記号の意味を問われて訪問基準を説明すると、「室内が不衛生」等の判断要素を例示した表現から、本人との信頼関係に支障をきたす」との説明があった。しかし、訪問基準からは、記号の根拠となる判断要素が分かるとしても、それらは例示にすぎず、訪問基準に記載されていない要素も含めて総合的に判断されるものであるから、単に類型からその判断内容を確定できるものではない。よって、本件条例第21条第1項第2号に規定する個人の判定に関する情報ではあるが、本人等に開示しないことが明らかに正当であるとはいえず、④の訪問類型を示す記号は開示すべきである。

(2) 援助方針

「援助方針」は、援助を行う担当員がどのような援助を行い、自助努力を求めていくかを処分庁内部で検討した内容をまとめた起案文書であり、当審査会の事情聴取における処分庁の説明では、対象世帯ごとに毎年4月に作成しているとのことであった。「援助方針」には、

世帯概要、現状・問題点、援助方針、世帯類型、訪問類型の5項目の欄があり、世帯概要では世帯員全員の現況が、現状・問題点では自立を阻害する要因が、援助方針では自立を支援する方策が、世帯類型では厚生労働省が定めている高齢者世帯、母子世帯といった世帯の種別が、訪問類型では保護決定起案と同様に年間訪問回数の基準が記号で、それぞれ記載されている。

処分庁は、援助方針のうち、①「世帯概要」の欄の記載すべて、②「現状・問題点」の欄の記載すべて、③「援助方針」の欄の記載すべて、④「訪問類型」の記号について、①から③においては、保護決定起案の世帯員経歴、調査担当員の所見、処遇方針の欄の記載を非開示にした理由と同様の理由から本件条例第21条第1項第2号及び第6号により、非開示とした。また、④においては、保護決定起案における同一の欄に対する判断と同じく、非開示とした。

このうち、①「世帯概要」については、本人を含む当該世帯に関する事実を記載する欄であり、欄の記載すべてを非開示とすることは認められない。実際に、事実の記載が大半である。保護決定起案の世帯員経歴の欄と同様に、一部に世帯員に関する評価についての情報が含まれており、請求者個人の評価に関する情報に当たるものの、本件の記載内容については、請求者に開示をしても具体的な支障が生じるとは考えられず、本件条例第21条第1項第2号及び第6号には該当しない。

②「現状・問題点」については、保護決定起案の調査担当員の所見の欄と同様に、欄そのものの性格として個人の評価・判定等に関する情報を記載するものであり、開示を前提とすると、担当員が適切に現状や問題点を記載することが困難になると考えられ、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められることから、処分庁が全体を本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした判断を是認できる。

③「援助方針」の欄については、個人の評価や判定、指導等に関する情報を記載されることが予定されている。処遇方針と同様に、援助方針の内容は生活保護受給者が理解すべきのものであると考えられるものの、これを、いつ、どのように伝えるかはケースワーク上の問題であり、その手順を誤ると、それが仮に本人が受け入れられる内容であったとしても、援助等に支障が出る可能性は十分ありうる。したがって、③の欄について、処分庁が本件条例第21条第1項第2号及び同6号により非開示とした判断は妥当である。

なお、④の訪問類型については、(1)で述べたとおり、開示すべきである。

(3) 保護決定調書

「保護決定調書」は、生活保護費の支給金額を決定するための起案文書であり、支給金額を変更する場合、臨時的に支給する場合等に作成される。複数の書式があり、ケース番号、世帯主氏名、住所といった共通項目のほか、書式ごとの項目として扶助の種類（生活扶助、教育扶助等）や扶助額算定の内訳、決定の理由、労働力類型、訪問類型等の欄がある。

処分庁は、「保護決定調書」のうち、①「労働力類型」の種別及び②「訪問類型」の記号について、①と②ともに、(1)に記した訪問類型の記号を非開示とした理由と同様、本件条例第21条第1項第2号により、非開示とした。

当審査会の事情聴取において、①の労働力類型については、厚生労働省が生活保護の被保護者調査の要綱で定めた常勤、日雇等の種別であり、「保護決定調書には統計目的で記載しているに過ぎない」と処分庁からの説明があった。常勤、日雇等の種別は、本人の就労形態の事実に基づく機械的な分類であり、評価とはいえない。したがって、本件条例第21条第1項第2号に規定する個人の評価に関する情報にあたらぬから、①の労働力類型は、開示すべきである。

②の訪問類型については、(1)で述べたとおり、開示すべきである。

(4) 保護決定算定表

「保護決定算定表」は、対象世帯の収入と厚生労働省が定める生活保護基準を比較するための資料である。保護決定調書と同様に、ケース番号、世帯主氏名、住所といった一般的な項目のほか、扶助額決定、加算等の欄があり、世帯類型、訪問類型、労働力類型については

項目の名称はなく、種別、記号だけがまとめて記された欄もある。

処分庁は、訪問類型の記号、労働力類型の種別を非開示としたが、(1)から(3)で述べたとおり、いずれも条例第21条1項2号の非開示情報には該当しないことから、開示すべきである。

(5) 生活保護受給世帯についてのお知らせ

「生活保護受給世帯についてのお知らせ」は、町田市福祉事務所長から民生委員に対して、当該民生委員が担当する地区に居住する新たに生活保護を受給する世帯に関する通知書である。生活保護法第22条には、民生委員は、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力する旨が規定されている。また、処分庁は、福祉事務所から民生委員へ通知することについて、本件条例第14条の規定により町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問し、その答申に基づき個人情報登録簿に登録している。通知書には、宛先として民生委員の氏名、住所が、通知内容として世帯主の氏名、住所、電話番号、保護開始日、扶助の種類のほか、開始経過、処遇上の注意などの連絡事項の欄がある。

処分庁は、民生委員の氏名は公表しているが、住所は公表していないことから、宛先としての民生委員の住所は第三者の個人情報であるとして本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。また、連絡事項の欄については、本人開示を前提としていないこと、本人の意に沿わない内容であることも想定され、開示することにより本人との信頼関係や民生委員の訪問活動に支障をきたすことが懸念されること、個人の評価に関する情報であること、市の事務に関する情報であることから同項第2号及び第6号により、非開示とした。

民生委員の住所は、民生委員の私生活情報であって、生活保護受給者にも通知されておらず、開示することによって第三者である民生委員の権利利益を侵害することになるから、非開示との処分庁の判断は妥当である。

連絡事項の欄については、民生委員が適切に訪問活動を行えるように、福祉事務所から民生委員に生活保護受給者の生活状況等について比較的詳細に伝えることを目的とするものであり、忌憚なく記載されることが求められる。もし、当該情報が生活受給者である本人等に開示されることになれば、本人との関係を考慮し、連絡事項の記載を控えることとなり、生活保護行政に著しい支障が生じるおそれがあることから、この点についても非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(6) 金融機関からの回答資料

ア 回答資料の書式

福祉事務所長は、生活保護法第29条に基づき、銀行、信託会社等に対し、生活保護の対象となる者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況についての報告を求めることができる。福祉事務所長から銀行、信託会社等（いわゆる金融機関）への照会では、福祉事務所が作成した一定の回答書式が添付されている。その回答書式によると、預貯金の調査（以下「預貯金書式」という。）では、氏名、口座の有無、口座番号及び種類、預貯金残高（以下「預貯金情報」という。）を、保険、共済の加入状況調査（以下「保険書式」という。）では、保険の種類及び証券の記号番号、保険契約者、被保険者、保険金受取人、保険契約日、保険金額、保険料等（以下「保険情報」という。）を、それぞれ記入することとなっている。しかし、福祉事務所の回答書式で回答する場合だけでなく、金融機関固有の様々な書式で回答する場合も存在する。

イ 処分庁の判断

これらさまざまな書式で回答されている情報について、処分庁は一律に、対象世帯の情報については、金融機関は生命保険契約内容や銀行口座情報を本人に開示しない前提で提供しており、それらを開示した場合、金融機関との信頼関係が崩れることが懸念されることから、本件条例第21条第1項第6号により、金融機関の法人としての情報については、回答資料には法人の印影があり、これを同項第4号により、さらに、回答資料には第三者の氏名等が含まれており、これを同項第3号により、それぞれ非開示とした。

ウ 実際の開示・非開示の範囲

実際の開示・非開示の範囲としては、福祉事務所の書式での回答で該当契約がない場合

では、預貯金書式、保険書式のいずれの場合においても、回答をした法人の印影、第三者の個人情報情報を非開示とし、該当契約がない旨の記載を開示している。他方、該当契約がある場合には、預貯金書式では法人の印影、第三者の個人情報情報を非開示とし、預貯金情報を開示しているが、保険書式では法人の印影、第三者の個人情報とともに、保険情報を非開示としている。

また、金融機関固有の書式での回答では、預貯金の調査、保険、共済の加入状況調査のいずれでも、該当契約の有無に関わらず、書式を含めてすべての情報を非開示としている。

エ 開示・非開示の妥当性

確かに金融機関固有の書式での回答では、多数の調査に応じるため、対外的に公表することを予定していない形式のものもあり、書式の便宜から照会事項にない情報の記載もなされている。その場合にすべての情報を本人等に開示することで金融機関との信頼関係が崩れる、という処分庁の懸念も理解できるところではある。

しかし、この照会が生活保護法第29条に基づくものであること及び調査事項が本人も知りうる情報であることから、銀行口座の口座名義人である本人等であれば容易に残高情報を得ることができ、生命保険契約の契約者であれば契約内容に関する情報を当然に得られるのであって、これらを開示することにより信頼関係が崩れ、その結果、事務・事業上の支障が直ちに生ずるとはいえず、一律に回答のすべてを非開示とすることは認められない。

少なくとも、福祉事務所長が照会した項目の回答については、預貯金書式に記載されれば開示されるのであるから、金融機関固有の書式による回答であっても、それらの項目に対する回答部分について、開示をしたとしても、金融機関との信頼関係が崩れるとは考えられない。したがって、照会した項目にかかる記載内容については、本件条例第21条第1項第6号には当たらず、開示すべきである。他方、金融機関固有の書式の場合には、オペレーター名、顧客番号等、本人に開示することを予定していない情報も記載されており、そういった情報をそのまま開示すれば、金融機関等との信頼関係も損なわれかねないと処分庁が懸念することには理由がある。そのため、本件条例第21条第1項第6号により非開示とすることも認められる。

なお、金融機関固有の書式の中には、回答書を契約者等の他者には開示しないように求める文言が印字されているものもあるが、上記のとおり、本人の同意を得て、生活保護法に基づいて行われる照会によって得られた回答書であることから、本件条例の規定により開示することを妨げるものではない。

(7) 扶養届書

生活保護法第4条第2項では、民法に定める扶養義務者による扶養を生活保護に優先させることとされているため、扶養義務者にその意思や資産・収入の状況を確認しており、その手続に扶養届書が使用される。扶養届書には、扶養義務者が、精神的な支援の可否、金銭的な援助の可否の回答と共に、扶養義務者の世帯の状況に関する項目を記入することとなっている。また、収入を証明する書類等を添付する場合もある。

処分庁は、扶養届書には扶養義務者の個人情報記載されており、これが第三者の個人情報であることから、開示することにより当該第三者の利益を侵害する恐れがあるから本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

扶養届に記載された扶養義務者による精神的・金銭的支援の可否、収入・資産、負債の状況等の情報は、第三者の私生活情報に当たり、開示することにより当該第三者の権利利益が侵害されることになるから、非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(8) 戸籍資料

(7)にあるように、生活保護法では、扶養義務者による扶養が生活保護に優先される。そこで、生活保護の申請があった場合、処分庁は、扶養義務者の居所や身分を調査するため、生活保護法第29条に基づき、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び戸籍の附票等の戸籍資料を職権で収集する。

処分庁は、戸籍資料は第三者の個人情報であることから、本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。原則として、戸籍資料を請求できる者は、戸籍資料に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に限られ（戸籍法第10条第1項、住民基本台帳法第20条第1項）、請求者が当然に知りうる情報ではなく、手続的にも正当な理由がなければ請求できるものではないから、これらの者以外の戸籍資料は第三者情報に当たり、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあることから、非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(9) 追加決定に係る対象文書について

上記1で述べたとおり、処分庁が追加決定を行ったもののうち、2017年9月13日付け17町地生第210号「個人情報部分開示等決定通知書」において非開示とした部分について検討する。

追加で行った部分開示決定においては、次の4件の文書について、その一部を非開示としている。

- ①戻入金の督促状発送について
- ②過年度戻入金の催告書送付について（2016年3月24日起案）
- ③催告書（生活保護法第63条返還金及び78条徴収金）の発付について
- ④過年度戻入金の催告書送付について（2016年12月9日起案）

これらの文書は、いずれも生活保護費の戻入等を求めるべき複数の相手方に対し、督促や催告の通知を行うための意思決定を行う起案書である。それぞれの起案書には、複数の対象者に共通する通知書面の見本とともに、対象者の氏名、住所、戻入金該当年月、未納金額その他通知に必要な情報が一覧表形式で添付されており、その中に審査請求人の情報が含まれているというものである。

第三者に係る個人情報記録は、本来、個人情報開示等請求の対象とはならないものであるが、本件においては、複数の対象者に関する情報が同一の文書に連なって記載されていることから、審査請求人以外の第三者の情報について本件条例第21条第1項第3号の規定により非開示としたものと認められる。これらの情報を開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあることは明らかであるため、処分庁の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおり、対象文書である生活保護廃止台帳を書類の種類ごとに検討してきたが、「保護決定起案」のうち世帯員経歴の下から4行目に記載の部分、訪問類型の記号、「援助方針」のうち世帯概要及び訪問類型の記号、「保護決定調書」のうち労働力類型の種別及び訪問類型の記号、「保護決定算定表」のうち労働力類型の種別及び訪問類型の記号、「金融機関の回答資料」のうち福祉事務所長が照会した項目の回答については、開示すべきである。

町田市行政不服審査会
2018年度第5号事件
(審査請求人 ○○○○)

2018年12月27日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2018年8月22日付け18町総総第371号(2018年度第5号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人、○○○○が2017年12月6日付けで処分庁町田市福祉事務所長に対して行った審査請求人の子、△△△△に関する保育の利用申し込みに対して、処分庁が2018年2月9日付けで行った保育の利用保留処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2018年2月9日付けで行った審査請求人の子、△△△△に関する保育の利用保留処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、2017年12月6日付け「2018年度町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼保育の利用申込書」(以下「申請書兼申込書」という。)により、処分庁に対し、審査請求人の子である△△△△の教育・保育給付支給認定申請と保育の利用申し込み(以下「申請及び申し込み」という。)をした。
- 2 処分庁は、2018年1月29日に行われた4月入所選考会議において、町田市保育の利用に関する事務取扱要領(以下「要領」という。)第10の規定に基づき、選考指数の高い者から順位を付けて選考した。
- 3 審査請求人は、1の申請に関して不足資料であった「就労・内職証明書」及び「他の保育施設の利用明細表」を郵送し、処分庁は2018年1月30日にこれを受領した。
- 4 処分庁は、審査請求人に対して、2の選考結果に基づき、2018年2月9日付け「町田市保育の利用保留処分通知書」(以下「保留通知書」という。)により本件処分を行った。
- 5 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2018年2月28日付け「審査請求書」により本件審査請求を行い、審査庁は同年3月7日にこれを受領した。
- 6 審査庁は、2018年3月13日付け17町総総第713号「審理員指名書」により、審理員の指名を行った。
- 7 処分庁は、審理員に対して、2018年4月13日付け18町子保第35号「弁明書の提出について」を提出した。
- 8 審理員は、審査庁に対して、2018年8月3日付け「審理員意見書」を提出した。
- 9 審査庁は、2018年8月22日付け18町総総第371号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 10 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
2018年 9月28日 審議及び処分庁に対する事情聴取

2018年10月30日 審議
 2018年11月27日 審議
 2018年12月21日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張について

処分庁は、審査請求人の保育の申込みに対して、2018年2月9日付け「保留通知書」により、「入所できる基準に該当しますが、当該保育所等への申込者が多く保育所等の定員に余裕がないため、児童福祉法第24条の規定により選考の結果、4月1日に入所することができません。」との理由を付して、承諾を保留する内容の本件処分を行った。

本件処分に対して、審査請求人は、審査請求書において、①児童福祉法（以下「児福法」という。）所定の「やむを得ない事由」がないのに利用保留としており、児福法所定の「適切な保護」の規定にも違反しており違法である、②本件処分により、申込み児童は、保育を受ける権利を侵害され、審査請求人も保育所を利用する権利を侵害されている（入所承諾された児童との間での不平等から憲法第14条違反、保育を受けまた保育を利用する権利を侵害されたとして児福法第24条違反、これを基礎づける憲法第13条、第25条違反）、③申請時に不足していた書類（他の保育施設利用）に関する資料を郵送したにもかかわらず調整指数が追加されておらず、追加されていないことの説明もないことを主張し、取消しの裁決を求めている。

2 処分庁の主張について

処分庁は、1の①について、児福法第24条第3項の「やむを得ない事由」及び同条第1項ただし書の「適切な保護」については、2015年4月1日の児福法の改正に伴い、これらの規定は削られているとしている。

1の②については、児福法第24条第1項が「保育を必要とする児童について保育所で保育しなければならない」とする一方で、保育所等における保育の利用調整は、児福法附則第73条第1項で、保育の需要に応じる保育所等が不足するか否かに関わらず、当分の間、すべての市町村に義務づけられ、これに基づいて、町田市では、町田市保育の利用に関する規則（以下「保育利用規則」という。）で手続を定め、要領で入所選考事務の取扱い、選考指数の算定方法について審査基準を定め、これらを申込みの前に配布されるしおりに公表し、これに基づき、またこれを遵守して利用調整としての選考を行っており適法である旨主張している。そして、かかる利用調整について、特定の保育所において利用申込者が利用定数を上回る場合には、全ての利用申込者が当該保育所に入所すると適切な保育の実施が困難になるため、上記の選考指数による方法で行っているもので、その結果、保育を受ける必要性が高い児童を優先的に入所させ、利用定数を上回る利用申込者について保育の利用保留処分をすることは、やむを得ないことであり、違法または不当ではないとしている。

1の③については、審査請求人からの不足書類の郵送による受領が、申請書兼申込書の提出期限である2017年12月15日を経過した2018年1月30日であること、「2018年度（平成30年度）入園のしおり《改訂版》認可保育園・認定こども園（2・3号に認定）小規模保育園・家庭的保育者（保育ママ）」（以下「しおり」という。）に「提出期限を過ぎて提出された書類については、次回の選考からの反映となる」旨記載していること（弁明書、審理員意見書）、申請時に審査請求人より提出された「2018年度保育の利用申込みに関する同意書」（以下「同意書」という。）において、この点につき同意がなされていることから（審理員意見書）、本件処分時に、調整指数による加点を考慮しなかったとしている。

第5 審理員意見書の要旨

1 児福法第24条第3項の「やむを得ない事由」及び同条第1項ただし書の「適切な保護」については、2015年4月1日の児福法の改正に伴い、これらの文言は削除されており、審査請求人の主張はその前提を欠いている。

2 児福法第24条第3項では保育の利用の調整について定めており、利用定員を上回る入所希望があった場合に市町村が入所児童の選考を行うことも同法は想定している。町田市において

はこの利用調整の基準を要領に定めている。この利用調整基準は、限られた期間内に公平、客観的かつ類型的、安定的に利用調整の判断を実施するための判断基準として合理的なものといふべきであり、法の趣旨に照らして、著しく不合理な点は認められない。本件処分については、この要領が定める利用調整基準の適用過程や判断に誤りはなく、要領が定める利用調整基準に基づく判断において著しく不合理な点は認められず、裁量権の逸脱・濫用は認められない。

- 3 処分庁は、△△△△に対し、適切な保護、すなわち保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等において保育を利用できるよう調整をしなければならないところ、審査請求人に対し「希望日に入所できなかったときは、空き待ちをすること」を確認し、再び利用の調整を行うように措置している。よって児福法第24条第1項に違反するものではなく、審査請求人の主張に理由はない。
- 4 審査請求人は児福法第24条第3項に基づく利用調整自体の違憲性、すなわち同条の違憲性を主張するものと解されるが、三権分立の趣旨から、行政不服審査制度においては、法律が憲法に適合しているか否かを判断することは許されず、法令の違憲性はその審査の対象とはなり得ない。
- 5 申請時に不足していた書類に関する資料については、処分庁は「しおり」に書類の提出期限が2017年12月15日であり、同日を過ぎて提出された書類は次回の選考からの反映となる旨を記載している。また、審査請求人は、保育の利用申し込みの際に、「入所選考は、締切日までに提出された書類で選考します。」という項目が記載された「同意書」に署名し、処分庁に提出している。このことから、審査請求人は、選考が締切日までに提出された書類によって行われることを予め知ることができ、かつ書面での同意も行っていったことから、審査請求人の主張には理由がない。

第6 審査会の判断

1 事案について

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人が、夫妻で養育する1歳の女兒の保育所での保育について、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第20条第1項に基づいて、保育利用規則第3条に従い、町田市子どものための教育・保育給付支給認定に関する規則（以下「支給認定規則」という。）第4条に定める申請様式（申請書兼申込書）により、2017年12月6日付けで、処分庁に対して、申請及び申込みをしたのに対して、2018年2月9日付け「町田市子どものための教育・保育給付支給認定証」（支給認定規則第5条第1項に基づく第2号様式）による支給認定とともに、同日付け「保留通知書」で、「入所できる基準に該当しますが、当該保育所等への申込者が多く保育所等の定員に余裕がないため、児童福祉法第24条の規定により選考の結果、4月1日に入所することができません。」との理由が付された本件処分がなされ、これに対して、本件処分は児福法第24条に違反する等として、行政不服審査法第4条第1号に基づいて審査請求を申し立てたものである。

(2) 審査請求人の申請及び申込み

審査請求人の家族は、審査請求人、審査請求人の夫（以下、子との関係において「父親」という。）及び保育所での保育を希望する兩名の子・女兒（第1子）の3名である。審査請求人は、申請及び申込み時、入所を希望する保育園について、第1希望を「A」、第2希望を「B」、第3希望を「C」として指定し、期間について、2018年4月1日から小学校就学までとし、また、希望日に入所できない場合の申込みの取扱いについて、「空き待ちをする」とした。保護者の状況であるが、父親は現在就労しており、審査請求人も就労をしている。ただし、審査請求人は、△△△△を2016年××月××日に出産しており、出生に伴う産前・産後休業を2016年××月××日から××月××日まで取得し、その後××月××日から2017年××月××日まで育児休業を取得している。また、第2子について、2018年××月××日に出産予定で、これに伴って、産前・産後休業を同年××月××日から××月××日まで取得予定とし、その後、育児休業を2019年××月××日まで取得

予定としている。審査請求人により、処分庁に12月6日付で提出された「申請書兼申込書」に添付された証明日を2017年11月7日とする「就労・内職証明書」の記載によれば、審査請求人の就労実績は10月までの過去6ヶ月間についての記載がなされており、0日となっている。また、「申請書兼申込書」には、他施設の利用欄（申請する子どもの状況4「認可外保育施設、一時保育、幼稚園等を利用している」欄）があり、審査請求人の職場に付設されている□□託児所、月20日間の利用の記載がある。ただし、これに対する証明書類は添付されていない。

審査請求人は、その後、「2018年度町田市保育の利用申込書不足書類提出票」とともに、証明日を2018年1月1日とする「就労・内職証明書」（11月の就労実績20日、12月の就労実績21日との記載）及びこれに伴う他施設利用にかかる「□□託児所利用明細表」（11月の利用20日、12月の利用20日との記載）を郵送し、処分庁は、2018年1月30日付けでこれらを受け付けている。

(3) 審査請求人にかかる保育所における保育の利用のための選考と本件処分

2017年12月6日付で提出された「申請及び申込み」は、この時点で提出された父親の「就労・内職証明書」（証明日2017年12月1日）及び「スケジュール表」、審査請求人の「就労・内職証明書」（証明日2017年11月7日）、母子健康手帳（分娩予定日2018年××月××日を記載）、育児休業取得にかかる「育児休業給付金支給決定通知書」（支給期間2016年××月××日から2017年××月××日）を資料として、2018年1月29日に行われた選考会議で審査された。

選考において、父親は、要領別表第1「町田市保育所等入所選考基準表」の類型Ⅱ（居宅内労働）－細目1（8時間以上の就労を常態）の指数9、審査請求人は、類型Ⅲ（出産）の指数8で、合計の指数が17とされた。なお、父親の就労形態は、居宅内外の両方であることから、スケジュール表を精査し、居宅外のみ指数（類型Ⅰ細目2（6時間16日勤務）の指数8）と居宅外を含んだ居宅内の指数（類型Ⅱ細目1（8時間20日勤務）の指数9）を比較し、高い方の指数9とされている。また、調整指数（別表第2）では、項目「世帯の状況」・「他の保育施設利用者」の細目タ「保護者に入所要件を満たす就労又はこれに代わる要件の実績が引き続き2か月以上あり、かつ、東京都認証保育所事業要綱に規定する認証保育所その他の都道府県知事に届出をしている認可外保育所等の有償保育施設に2か月以上前から申込み児童を預託している場合」に該当すれば、「+1」の調整がなされるが、審査請求人の場合、不足書類提出が提出期限に間に合わず反映されていない。

選考の結果、審査請求人が希望した「A」、「B」、「C」は、それぞれ1歳児の募集人数が11名（定員××）、4名（定員××）、1名（定員××）で、応募がそれぞれ25人、32人、17人、選考最低指数が、いずれも21（それぞれ、14位（審査請求人は22位）、5位（審査請求人は30位）、4位（審査請求人は14位））であったことから（以上、弁明書）、審査請求人について選考に至らず、上記の通り、保留通知書で、本件処分（保留の決定）が通知された。

2 保育所の利用と調整のしくみ

(1) 法律のしくみ

子どもの保護者が、保育を必要とし、保育所における保育を利用しようとする場合、支援法第20条第1項に基づき、子どものための教育・保育給付を受ける資格にかかる市町村の認定を申請により受けなければならないとされており、申請を受け付けた市町村は、保育所の保育については、支援法第27条第1項の特定教育・保育の利用として、支援法第19条第1項第2号（満3歳以上の子ども）または第3号（満3歳未満の子ども）の区分に従い、当該子どもの保育の必要性について、「保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難」であるかどうかを審査し、その該当性を認定した場合には、同条第2項に従い、保育必要量の認定を行い、その結果を保護者に通知するとともに、「支給認定証」を交付するものとしている（同条第3項）。

当該支給認定を受けた子どもの保護者は、支給認定証を示して、子どもを保育所または認定こども園等の特定教育・保育施設で保育を受けさせるものとしてされており（支援法第

27条第2項)、これにより保育の利用がなされた場合には、市町村は、利用者負担額(保育料、支援法第27条第3項第2号)を除いて、施設型給付費を、利用を受けた特定教育・保育施設に、保護者に代わって支払うしくみがとられている(同条第5項)。かかる保護者から利用の申込みを受けた特定教育・保育施設の設置者は、「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」(支援法第33条第1項)とされ、申込みに対する承諾が義務づけられている一方で、申込みが利用定員を超える場合には、申込みに対して、内閣府令で定めるところによる公正な方法での「選考」を義務づけられている(同条第2項)。

他方、保育を必要とする3歳以上で小学校就学前の子ども(支援法第19条第1項第2号に認定された子ども(2号認定子ども))及び同じく保育を必要とする3歳未満の子ども(同第3号に認定された子ども(3号認定子ども))については、認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じるほか(児福法第24条第2項)、「保育所において保育しなければならない」(同条1項)とされ、市町村は、保育にかかるこれらの利用について、「利用調整」をし(児福法第24条第3項。なお、同項は、保育の需要に対して保育所等が不足する場合に利用調整を予定する規定になっているが、児福法附則第73条第1項で、当分の間、すべての市町村でこれを行うこととしている。)、保育の必要性の高い子どもが優先して利用できるようにするとともに(児福法施行規則第24条)、あわせて、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業を行う者に対して、保育を必要とする子どもの利用を要請するものとしている(児福法第24条第3項)。その他、市町村によるあっせん等の規定(支援法第42条、第54条)や入所の措置・措置委託のしくみ(児福法第24条第6項)なども設けられ、市町村は、こうした権限を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、地域の実情に応じた体制の整備を行うことを義務づけられている(児福法第24条第7項)。

(2) 町田市の保育の利用のしくみ

町田市では、以上のしくみに基づいて、要領を定め、保育の利用について、申請書兼申込書の配布から利用者の決定までの手続及び取扱いについて「必要な事項」を定めている。また、市は、保護者の利用を図るために、「申請書兼申込書」等の必要書類の様式を綴った「しおり」を毎年作成しており、配布している。

これらによれば、まず、保育所等での保育を申し込もうとする保護者は、年度当初からの保育の利用の場合、申請書兼申込書に、原則として3カ所を上限として希望保育所等を記載し(要領第4第2項)、町田市福祉事務所長が定める受付期間内、受付場所に提出するものとされ(要領第5第1項)、申込書は、保護者から家庭状況及び児童の健康状態等の確認を行った上で受け付けるとされている(要領第4第1項)。

利用調整は、選考という形で行われる。選考は、保育を必要とする状況につき適正かつ公正に判断がなされるよう、「選考会議」において行われ(要領第8)、選考のための「選考基準表及び調整指数」に基づき「指数化した数値(選考指数)により行うものとする。」とされる(要領第9)。「選考基準表及び調整指数」は、要領の別表第2に具体的に定められ、入所選考は、これに基づいて、先行指数が高い順になされ(要領第10第1項)、その際、認定こども園及び家庭的保育については、第1希望から優先的に(同第3項)、保育所については、希望保育所が複数ある場合でも平等に取り扱われるとされている(同第1項)。また、先行指数が同数の時は、要領別表第3に定める基準の順序で当てはめ、順位を決するとされている(同第4項)。

選考会議で保育の利用対象児童を選考ののち、町田市福祉事務所長は、入所内定者名簿を保育所等の長に、保育所等入所内定通知(別紙様式)を保護者に送付し、内定児童に対して、健康診断の後、利用児童を決定する。決定がなされた場合は、「町田市保育の利用承認通知書」(第1号様式、保育利用規則第3条第2項)により、承諾が通知される。なお、選考の結果、利用を保留する場合は、「同保留通知書」(第2号様式、同第3条第2項)により通知される(当然のことながら、上記法律のしくみに従い、「承諾しない」こと(不承認)は予

定されていない。)

なお、「しおり」では、市内の保育所等の一覧（施設名、場所、連絡先、受け入れる子どもの年齢と定員等）、相談窓口を掲載するほか、保育のしくみや要領の内容をわかりやすく、平易に、Q&Aも活用しながら解説し、必要書類の一覧、記入例、必要書類のチェックリスト、さらに、「保育所等入所選考基準表」も記載されている。また、要領には示されていないが、「同意書」の様式が添付されており、その中に、「入所選考は、締切日までに提出された書類で選考」することについての同意が求められている。ちなみに、2018年度4月入園の申込みは、2017年11月25日から同年12月15日（15時30分）までとされた。

3 審査会の判断

(1) 第4 審査請求人と処分庁の主張①について

まず、第4 審査請求人と処分庁の主張①についてであるが、処分庁が指摘するように、2015年4月1日改正前の児福法は、第24条第3項で、「市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書にかかる児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。」として、「やむを得ない場合」に「選考することができる。」としていたのに対して、現行の児福法第24条第3項では、この規定は削除され、むしろ、(児福法附則第73条第1項では)やむを得ない場合であるかどうかにかかわらず、原則的に市町村による「利用調整」を予定している。

しかし、そのことによって、保育を原則とし、選考をやむを得ない場合の例外とするという市町村による「保育の原則」が変わったわけではなく、現行の児福法第24条第1項が、「保育を必要」とする場合、「当該児童を保育所・・・において保育しなければならない。」としていることから明らかなおお、むしろ、かかる「利用調整」はこれを通じて保育の利用を図り、保育の原則を実現するためのものとして位置づけられている。また、保育所における保育が果たされない場合の「適切な保護」についても、現行法は、「調整及び要請並びに・・・勧奨及び支援を適切に実施」し、「必要な保育を受けることができるよう」することを企図しており(児福法第24条第7項)、むしろきめ細かく、かかる意味での保育または保護を実現しようとするものであることは、子ども・子育て支援新制度の趣旨から明らかである。したがって、改正によって削除されたの一言をもって、審査請求人の主張が前提を欠き、理由がないかのごとく一蹴することは妥当とはいえない。

その意味では、現在の待機児童問題こそ例外であり、その解消に努めるべきものであるとの認識を持つべきところ、処分庁の事情聴取において、町田市における待機児童の問題は、全面的な解消には至っていないが一定の改善がみられることが聴取された。これを踏まえると、待機児童問題が解消されていない中、利用調整において選考を行ったことは、やむを得ないことであり、児福法第24条第3項及び児福法附則第73条第1項で、利用調整が原則として義務づけられていることもあわせ考えると、選考という形で利用調整を行ったことは適法であり、また不当とまではいえない。

(2) 第4 審査請求人と処分庁の主張②について

審査請求人は、いわゆる3号認定としての教育・保育給付支給認定がなされており、その意味では、保育を必要とする事由を有する者として、保育を受ける権利を認定されている。しかし、入所を希望する特定の保育所に対する利用の需要が定員を大きく上回っているため、利用調整として選考がなされ、保育を受ける権利を有するにもかかわらず、保育の利用につき保留を内容とする本件処分がなされた。

このように、給付を内容とする法制度においては、権利を有するかどうかの認定と、給付内容の決定は分けて考えざるを得ず、給付の有限性から、権利は有するが、現実の給付は十分にできないということは甘受しなければならない場合がある。もっとも、その場合でも、権利があるにもかかわらず、現実の給付のために改善するための政策努力がなされていないなどの事情がある場合、権利は画餅に帰すことになるから、その政策努力がなされているか

どうか、それが有効な改善策になっているかどうかなど総合的に判断をして、それが尽くされていない場合には、形式的には適法であったとしても、憲法第13条、憲法第14条又は憲法第25条を引き合いに出して、あるいは憲法を根拠にした法律解釈として、実質的に保育を受ける権利が保障されていないと主張すること、さらに不服審査の場での判断を求めることは可能である。

審査請求人の違憲の主張は、本件処分により保育を受ける権利を侵害され、ひいては憲法上の諸権利を侵害されている旨主張するものであり、いわゆる適用違憲を述べるものと理解することが可能である。審理員意見書において、審査請求人は、「児福法第24条第3項に基づく利用調整自体の違憲性」を述べるものであり、審査の対象にはならないと一蹴しているが、首肯できない。

もっとも、既に述べたように、市は、待機児童対策について、継続的にその解消の努力を積み重ねてきており、その効果も一定程度みられるところであることから、確かに審査請求人の保育の利用には至っていないという現実があるものの、憲法第13条、第14条、第25条に違反するとまではいえない。

また、審査請求人は、選考による利用調整が、保育を利用している者と、保留により利用していないものの間に不平等（憲法第14条違反）が生じる旨主張している。しかし、保育を受ける権利自体を認定した上で、給付の有限性から、保育の必要性の高いものを優先し、利用調整として選考に付すこと自体は、それが恣意に及ばない限りは不合理なものとはいえない。児福法第24条第3項に基づく利用調整の実施、及び保育を受ける必要性が高いものを優先して利用調整をする旨定めた児福法施行規則第24条、そしてこれに基づく選考指数による入所選考のしくみ、及び具体的選考指標は、できる限り裁量の余地をなくす形で数値化され、その指標の定め方に不合理な点もないことから、そこに恣意が入る余地はない。保育の必要性の高いものを選考するという基準において、公正かつ平等な選考が可能となるものであることから、要領による利用調整のしくみはある者を順位をもって選考しあるいは逆に選考しないという側面を有するものの不平等の結果を招来するものとはいえず、これに基づく処分も違法ではなく、不当であるともいえない。

(3) 第4 審査請求人と処分庁の主張③について

審査請求人は、1(2)でも述べたとおり、申請書兼申込書に、選考指数がプラスされる他の保育施設の利用について記載をしたものの、これを証する書類を添付せず、また、申込期限の12月15日までにこれを提出しなかった。その事情として、要領別表第2の調整指数表によれば、他の保育施設の利用は、「保護者に入所要件を満たす就労又はこれに代わる実績が引き続き2ヶ月以上あり、東京都認証保育所事務実施要領に規定する認証保育所その他の都道府県知事に届出をしている認可外保育所等の有償保育施設に2ヶ月以上前から申込み児童を預託している場合」とされており、2ヶ月以上の就労実績と利用が必要であった。審査請求人は、2017年××月××日まで育児休業を取得しており、2ヶ月以上の就労実績と他の保育施設の利用を証する書類を整えるためには、11月、12月分の証明書類が必要であったため、申請期日までにこれを出すことができず、申請書兼申込書に他の保育施設の利用実績を記載した上で、これを証する書類が整った1月にこれを提出している。

これに対して、処分庁は、「しおり」に、4月入所の選考にかかる書類の提出期限が2017年12月15日であること、及び同日を過ぎて提出された書類は次回の選考からの反映となる旨をあらかじめ記載し配布していること、また、審査請求人は、保育の申込みの際に、「入所選考は、締め切り日までに提出された書類で選考します。」という項目が記載された「同意書」に署名し、処分庁に提出していることを挙げ、これを調整指数として加点しないことの正当性を主張している。

もちろん、申請及び申込みを審査する以上、それを考慮するため一定の期限を設けることは必要である。しかしながら、申請及び申込み段階では、それを満たす可能性があることは記載できても、期限内に証することができない場合という、いわば狭間の事例というのは当然想定されるところである。そうした事情があらかじめ申請及び申込み時に申告されている

場合に、申請及び申込み期限を過ぎた場合であっても、それを補正し、証する書類を追完する機会を保障することは、行政手続法及び町田市行政手続条例（第7条）の趣旨からしても当然のことである。また、利用調整のしくみがあるとしても、支援法及び児福法は、保育を原則とし、選考による保留を例外としていること、支援法が、教育・保育給付を含む子ども・子育て支援が円滑になされるよう保護者の相談に応じ、情報を提供及び助言することを重視していること（第59条）、さらに、町田市がこれに応じて保育コンシェルジュをおいてきめ細かな保育を実現しようとしていることなどを踏まえると、例外的ではあるが避けがたい事象に対して丁寧に対応することは当然のことであり、少なくとも、上記のような補正または書類の追完の機会を保障することは当然に行うべきものである。

処分庁は、「しおり」の記載及びこれに綴られた同意書を根拠にこれを認めないとするが、そもそもこのしおりの記載及び同意書は、処分庁が審査基準として定めた要領に記されているものではなく、「しおり」だけに掲載しているものである。また、審査請求人の提出は、1月30日であり、1月29日開催の選考会議終了後であることから、審査不能との判断も可能であるが、しかし、それは、いつまでに、なにを補正又は補充するかについての教示を補正指導として処分庁が審査請求人にしなかった結果であり、そもそも選考会議がいつ行われるのかについて知ることのできない審査請求人の責めに帰すべきことではない。

もっとも、これを認めて調整指数をプラスしたとしても、審査請求人の選考指数は、1加点された18にとどまり、待機児童の現状においては、保育の利用にいたるものではないことを考えると、こうした機械的に過ぎるあり方を改善する必要があるとしても、結果として利用の保留を内容とする本件処分を行ったことは違法ではなく、不当とまではいえない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。